移動式クレーン　作業開始前の点検

クレーン等安全規則 第78条＝その日の作業を始める前に、巻過防止装置・警報装置・ブレーキ・クラッチ・コントローラーの機能を点検する

年月	年　月	機体	種類・つり上げ荷重・機体番号
現場		運転者	

日	点検者	巻過防止	警報装置	ブレーキ	クラッチ	コントローラー	異常の内容と補修（補修した時刻・した人）	作業の開始
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

移動式クレーンを使う日は、その日の作業を始める前に、巻過防止装置・過負荷警報装置その他の警報装置・ブレーキ・クラッチ・コントローラーの機能を点検します（クレーン等安全規則 第78条）。異常を認めたときは、直ちに補修します（第80条）。 結果は「良」か「異常」を書きます。使わない日は空欄のままにします。

無料のひな形と書き方：moekikozawa.com/apps/genba-report/ido-crane-tenkenhyo-template/

移動式クレーン　月例の自主検査記録

クレーン等安全規則 第77条（1か月以内ごとに1回）・第79条（結果を記録して3年間保存）

機体	種類・つり上げ荷重	**機体番号**	
検査年月日	年　月　日	**検査をした人**	
年次の自主検査	前回の年月・荷重試験の有無	**立会い**	
結果の数			

検査する事項（号の順）と結果

結果＝良／要補修。要補修が1つでもあれば、補修してから使う

号	検査する事項（見るところの例）	検査方法	結果	異常の内容	補修の内容と補修した日
一	巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無 フックを巻き上げて巻過防止装置で止まるか・警報が鳴るか。旋回・巻上げのブレーキの効き				
二	ワイヤロープ及びつりチェーンの損傷の有無 素線の切れ・キンク・形くずれ・腐食。端末の止め金具のゆるみ				
三	フック、グラブバケット等のつり具の損傷の有無 フックの口の開き・ひび・外れ止めの金具。シーブの割れ				
四	配線、配電盤及びコントローラーの異常の有無 配線の被覆の傷み・操作レバーが中立に戻るか・リモコンの動き				

補修の内容	
記録の保存	3年間保存（クレーン等安全規則 第79条）

1か月以内ごとに1回、安全装置・警報装置・ブレーキ・クラッチ、ワイヤロープとつりチェーン、フックなどのつり具、配線・配電盤・コントローラーを自主検査します（クレーン等安全規則 第77条）。自主検査の結果は記録して3年間保存します（第79条）。このほかに1年以内ごとに1回、荷重試験を含む自主検査があります（第76条）。

無料のひな形と書き方：moekikozawa.com/apps/genba-report/ido-crane-tenkenhyo-template/